

平成29年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 実施要領

平成29年2月20日

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 制度の趣旨

ドライバー等の安全意識向上及び運転技能向上を図るため、総合的な安全運転研修施設を活用した講習会を設定し、安全教育訓練の受講促進を図る。

2. 予算額

80百万円

3. 助成対象研修施設

(1) 特定研修施設

ア 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター

イ 一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

(2) 指定研修施設

ア 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

イ クレフィール湖東 交通安全研修所

ウ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA

エ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道

オ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原

カ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ

4. 助成対象研修

トラックドライバー又は安全運転管理者等の安全教育訓練で、全ト協が予め指定する「特別研修」(別表1)及び「一般研修」(別表2)とする。

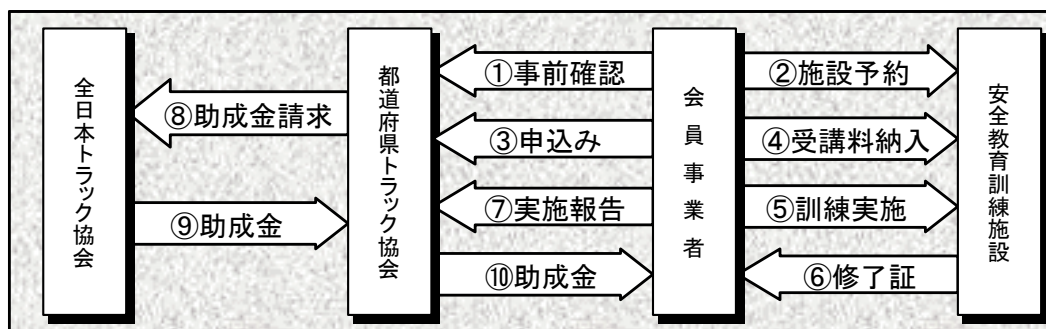
5. 助成額

(1) 特別研修：別表1に定める額とする。

(2) 一般研修：別表2のとおり、研修受講料の一部(一講座定額10,000円)とする。

※各都道府県トラック協会の負担による交通費等の助成は妨げない。

6. 手続きの流れ



※各都道府県トラック協会は、助成限度額（予算）の範囲内で、公募又は割当てを行い、申込みを受付ける。

7. 各都道府県トラック協会への助成金交付限度額

別添1「平成29年度安全関係助成事業協会別交付限度額」のとおり。

ただし、別添1の各都道府県トラック協会の助成総額限度額を上回らない範囲において、他の安全関係助成事業（「ドライブレコーダ機器等導入促進助成事業」、「安全装置等導入促進助成事業」、「睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成制度」）の助成金交付限度額からの流用は可能とする。

8. 一事業者あたりの助成（利用）制限

各都道府県トラック協会で定めることとする。

9. 実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

※上記期間内であっても、各都道府県トラック協会の助成総額限度額に達した場合は、その時点で当該トラック協会の申請受付を終了する。

10. 留意事項

(1) Gマーク認定事業所の確認について（交付要綱第5条第1項関係）

平成25年度から、Gマーク認定事業所へのインセンティブとして、特別研修の受講費用の全額を全ト協が負担することとしています。Gマーク認定事業所から特別研修の助成申請があった場合は、適正化実施機関等を活用し、または、申請事業所からGマーク認定証のコピーの提出を受ける等により、当該事業所が、研修受講期間内においてGマーク認定事業所である（あった）ことを確認し、助成金請求書にGマーク認定証番号の記入をお願いします。

(2) 特定研修施設のある地方ト協について（交付要綱第6条関係）

特定研修施設を有する地方ト協が、当該特定研修施設を優先的に利用されるよう、当該地方ト協の会員に対して必要な措置を講ずることを妨げません。

(3) 1事業者あたりの助成人数制限について（交付要綱第9条関係）

1事業者あたりの助成人数は、各地方ト協で定めることとします。

(4) 助成金の請求について（交付要綱第14条関係）

全ト協への助成金の請求は、原則として、毎月末の提出としていますのでご注意ください。

以 上